

神明社古墳群の調査・研究に関する覚書

長久手市教育委員会（以下「甲」という。）と愛知県公立大学法人愛知県立大学日本文化学部歴史文化学科内記理ゼミ（以下「乙」という。）は、長久手市内の古墳に係る調査・研究・活用の進展のため、ここに覚書を締結する。

（目的）

第1条 長久手市に所在する神明社古墳群（神明社第1号古墳、神明社第2号古墳、神明社第3号古墳、神明社第4号古墳）について、甲と乙は対等の立場で協力し、共同で調査・研究・活用を行うものとする。

（内容）

第2条 乙は、次の各号について、可能な範囲で甲に協力する。詳細はその都度協議して定めるものとする。

- 発掘調査（準備・撤収、現場管理、測量、図化、記録等を含む）
- 出土資料等の整理・記録、図化、撮影、図面類のトレース等
- 情報分析、レポート・報告書の作成等
- 情報発信、成果の地元への還元等
- その他

2 発掘調査の日時等については、甲乙協議の上定める。

（調査主体）

第3条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の趣旨を尊重し、甲乙協議の上で調査体制等を定めるものとする。

（法令との関係）

第4条 発掘調査等にかかる文化財保護法及び遺失物法（明治32年法律第87号）等の法令等に基づく手続きは、特に問題がない限り甲が行うものとする。

（甲の費用負担）

第5条 甲が主体となる調査、及び甲が乙に依頼する遺物整理等の作業について、次の費用は甲の負担とする。但し、甲が直接発注する場合に限る。

- 除草など発掘現場の準備に係る費用
- 調査機材や出土資料等の運送に係る費用
- その他、協議により合意した事項に係る費用

（乙の費用負担）

第6条 前条の調査・作業等において、次の費用は乙の負担とする。

- 参加する学生等の交通費・食費・リース料その他現地での生活に係る経費
- 参加する学生等に係る医療費及び傷害保険料
- 宿泊場所に係る賃借料・役務費・備品購入費等
- 電算機器等に係る経費、データ処理費、通信費等
- 光熱水費、消耗品費、その他費用

（甲の協力事項）

第7条 甲は、以下のことについて、可能な範囲で協力するものとする。

- 調査に係る宿泊場所の提供又は斡旋
- もよりの交通機関と調査地又は宿泊場所等の間の学生の送迎
- 調査に係る機資材の手配
- 甲が所有する調査用具等の貸出し
- その他、協議により合意した事項

（調査成果の帰属と公表）

第8条 この覚書に基づく調査・研究の成果は、甲乙双方に帰属する。

2 甲乙一方が成果を公表するときは、事前に協議して互いの見解を尊重するとともに、他方を合同調査者又は協力者として氏名又は名称を明示するものとする。

（調査資料等の所有）

第9条 調査に係る全ての一次データ及び出土資料等は、甲が所有し保管する。乙がこれらを調査・研究・活用に必要とする場合は、甲が乙に貸し出すものとする。乙は、借受け中は責任を持って保管し、完了後はすみやかに甲に返却することとする。

2 二次データや著作物等は作成者所有とする。但し、刊行する場合は他方の承認を得るものとする。

（有効期間）

第10条 この覚書の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方からの意思表示がなされない場合は、この覚書の有効期間は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

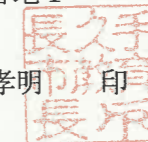
第11条 この覚書に定めのない事項が生じたとき、またはやむを得ない事情でこの覚書の条項が履行できない場合等は、甲乙協議の上対応するものとする。

締結の証しとして本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和7年11月17日

(甲) 住所 愛知県長久手市岩作城の内60番地1

長久手市教育委員会教育長 大澤 孝明



(乙) 住所 愛知県長久手市茨ヶ廻間1522番3

愛知県公立大学法人 愛知県立大学

日本文化学部長 丸山 裕美子

